

# 記載例（保険会社・保険内容等の変更）

別記様式第四号（第九条関係）

※警察署記入欄

※ 受 理 年 月 日	※
※ 受 理 番 号	※
※ 書 き 換 え 年 月 日	※

## 変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

1

↓メールを送信する年月日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

千葉県公安委員会 殿

2

申請者の氏名又は名称及び住所

〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号（個人又は法人の住所）

株式会社 安全運転（法人の場合は法人名を記載）

千葉 太郎（個人の場合は申請者名、法人の場合は代表者名）

3	氏名又は名称	千葉 太郎（法人の場合は法人名のみ記載してください。）							
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号（個人又は法人の住所）							
4	主たる営業所	名 称	良心運転代行（運転代行の屋号）						
		所在地	××市××町4丁目5番6号（営業所の所在地）						
5	認定証を交付した公安委員会の名称	千葉県	公安委員会	認定証の番号	440□□□				
6	変更年月日	令和	●	年	●	月	●	日	
7	変更事項	新	××共済協同組合 対人 無制限 対物 無制限 車両 500万円 （変更後の保険会社・保険内容等を記載）			旧	△△共済協同組合 対人 8000万円 対物 500万円 車両 400万円 （変更前の保険会社・保険内容等を記載）		
		8	変更理由	保険会社を変更 保険内容を変更 等					

記載要領

- ※印欄には記載しないこと。
- 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
- 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 添付書類（保険会社・保険内容の変更）

共済保険の保険会社の変更又は保険内容の変更の場合、申請時に必要な添付書類例は下記のとおりです。

### ●受託自動車共済証書の写し （保険会社名、被契約者、契約期間、保証内容・ 契約車両のナンバーが入っているもの）

※共済証書が複数枚につづられている場合は、その全ての書類を添付して下さい。

（例：2枚つづりの場合は2枚とも添付してください。）

※書類の名称は、保険会社によって異なります。

※書類の内容

「保険会社（共済組合）と運転代行業所が記載された内容の共済契約を締結していることを証明する」旨の書類

※一般損保（自動車運転代行業特約が付いているもの）の場合は、**付保証明の写し**等を添付してください。

## 申請書の記載方法等

### 1 申請年月日欄

警察行政手続サイトで届出書等を送信する日を記載してください。

### 2 申請者の氏名または名称及び住所欄

個人による営業の場合

申請者の氏名と住所を記載してください。

法人による営業の場合

法人本社の名称と住所、代表者の氏名を記載してください。

※申請者とは、各自動車運転代行業者の認定証に記載されている人物又は法人のことを想定しています。

○個人による営業の場合：**代表者**    ○法人による営業の場合：**法人名**

代表者以外の方がこの届出をされる場合は、「申請者の氏名、住所」には**代表者の方の氏名、住所**を記載してください。

### 3 氏名又は名称、住所欄

申請者の氏名、住所又は法人本社の名称、住所を記載してください。

※上記 **2** で記載した氏名、住所と同じになります。

### 4 主たる営業所の名称、所在地欄

名称：自動車運転代行業の屋号を記載してください。

住所：自動車運転代行業の営業所の所在地を記載してください。

### 5 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証番号欄

交付されている認定証に記載の都道府県公安委員会名及び認定証番号を記載してください。

※ 認定証番号:44からはじまる6桁の番号  
(最初の認定が千葉県公安委員会の場合)

## 6 変更年月日

保険会社・保険内容を変更した年月日を記載してください。

## 7 変更事項欄

旧欄:変更前の保険会社名、契約内容等を記載してください。

新欄:変更後の保険会社名、契約内容等を記載してください。

## 8 変更理由欄

変更した理由等を記載してください。

例:保険会社の変更  
保証内容を変更 等

---

## 損害賠償措置の基準等

### 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第12条

自動車運転代行業者は、代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって国土交通省令で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

### 国土交通省令において定められた損害賠償措置の 基準

- ① 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償することによって生ずる損失を告示に定める額<sup>※1</sup>以上を限度額としててん補する

ことを内容とするものであること。

- ② 自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故について補償（代行運転自動車の損害を賠償することによって生ずる損失についての補償を除く。）が免責となっていないこと。<sup>※2</sup>
- ③ 保険期間中の保険金支払い額に制限がないこと。
- ④ 随伴用自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあっては、すべての随伴用自動車の台数分の契約を締結すること。
- ⑤ その他告示に定める要件に適合すること。

（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第3条第1号より）

---

※1 告示に定める額

代行運転自動車の運行により生じた利用者等への損害賠償限度額

**対人:8,000万円 対物:200万円 車両:200万円**

（保険会社及び、保険契約の内容を変更する際は必ず上記の金額以上の損害賠償責任保険契約となっているか確認してください。）

○自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成十四年国土交通省告示第四百二十一号）

第二条

- 一 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた者1人につき八千万円
- 二 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき二百万円

※2 例えば、代行運転自動車の運転者の速度違反、酒酔い運転などによる事故に対しては、保険金の支払いがない内容になっているものについては基準を満たしません。